

山形県立加茂水産高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月18日策定

平成30年3月5日一部改定

令和7年2月13日一部改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。基本方針は、人権尊重の理念に基づき、全校生徒が楽しく充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」を根絶する事を目的に策定する。

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめのない学校づくりの基本は、生徒一人一人が「授業が楽しい」「友人との交流が楽しい」「学校が楽しい」と思える学校づくりである。すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等や他の関係者、専門家と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止のための取組

- (1) 「思いやりのある心豊かな人間」の育成を学校の教育方針に掲げ、いじめや卑怯な振る舞いをしない、それを見過ごさない体制づくりに学校全体で取り組む。
- (2) 全校集会や学級活動などでいじめ問題を取りあげ、いじめは絶対に許さないという雰囲気学校全体に醸成していく。
- (3) わかる授業を心がけ、学習に対する達成感や成就感を育て、お互いの意見を尊重する集団づくりができるように努める。
- (4) 水産高校の特長を活かし、生徒同士が協力して課題を克服するような実習を工夫し、自己有用感を高めることに努める。
- (5) 生徒自らがいじめについて考え、生徒が主体となっていじめ防止を訴えるような取組を生徒会が中心となり展開する。
- (6) 地域や他の機関と連携した活動を工夫し、立場や年代の違う人々との交流を図り社会性の育成に努める。
- (7) いじめ対策委員会の設置

①構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーとする。

②役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ※教頭及び生徒指導主事を中心に
- 情報収集と記録を行い共有を図る
 - ※生徒指導主事（生徒課）・学年主任（担任団）を中心に
- 相談や通報の窓口となる
 - ※生徒指導主事（生徒課）・学年主任（担任団）・保健主事・養護教諭・スクールカウンセラー
- 組織的な対応の中核となる

いじめ情報があつた場合には緊急会議の開催等による情報の共有や事実関係の聴取、指導や支援、対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

3 早期発見の在り方

- (1) 授業や休み時間、部活動の様子など日常的な生徒の観察を大切にし、生徒の変化を見逃さないように努める。
- (2) 学期毎に「学校生活に関するアンケート」を実施し、悩みや困っていること、いじめに関する情報の把握に努める。
- (3) 全生徒を対象にした面談週間を設け、個別の面談を通して生徒理解と情報収集に努め、報告会を設け情報を共有する。
- (4) 年度始めに、生徒・保護者等に学校側の取組について情報を伝えるとともに、学校や関係機関等の相談窓口について周知する。
- (5) 生徒や保護者等から相談を受けたり、心配な生徒や心配な情報等を得た場合には直ちに担当者に報告し、組織的な対応ができる体制をつくる。
- (6) 特に配慮が必要な生徒については、日常の観察を含め、学年会や支援委員会等と情報を共有し組織的な対応ができる体制をつくる。
- (7) インターネット上のいじめについては、県が実施する「学校非公式サイトの監視」結果等を注視し問題の把握に努める。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

いじめ問題は被害者や加害者のみでなく、いじめを認知している生徒（集団）、いじめを認知していない生徒（集団）に対しても自分たちの問題として考えさせることが必要である。いじめを許さない学校づくりには、いじめをしないことはもちろん、止める勇気、知らせる勇気、相談する勇気を培い、生徒集団の意識を高めていかなければならない。

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、行為を受けた生徒の安全を確保する。
- (2) 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあつた場合には真摯に傾聴する。
- (3) 発見、相談や訴えなどの通報を受けた職員は直ちにいじめ対策委員会に報告し、全職員で情報を共有する。
- (4) いじめ対策委員会及び生徒課、当該学年団が中心となり速やかに関係する生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無について事実を確認する。
- (5) 事実確認の結果は保護者等にも連絡し、学校と保護者等が連携した対応ができるように保護者等の協力を求めるとともに、保護者等に対する継続した支援や助言を行う。
- (6) いじめを受けた生徒のプライバシーに十分留意して以後の対応を行う。
- (7) いじめが起きた集団への働きかけとして
 - ① いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。
 - ② いじめを止めることが大切だが、止めることができない場合でも知らせる勇気を持つよう指導する。
 - ③ はやし立てるなど同調していた生徒には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。
 - ④ いじめは許されない行為であること、相手を思いやる心が大切であることを機会を捉えて指導する。

(8) ネット上のいじめへの対応

- ①情報モラルやネット利用の危険性について教科の授業やスマホ安全教室の開催等により生徒に指導する。
- ②インターネット上に不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、迅速に削除の措置を取る。
- ③保護者等に対してもパンフレットの配布や学年PTAを利用して、情報モラルやネット利用の危険性について情報を発信する。

(9) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び鶴岡警察署等と連携して対処する。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」かどうかは少なくとも次の2つ要件が満たされていることとする。

1つ、「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(少なくとも3ヶ月以上)

2つ、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

また、「解消している」状態に至った場合でも、日常的に注意深く観察していく。

6 重大事態への対処

いじめにより①生徒が自殺を企画した場合②身体に重大な障害を負った場合③金品等に重大な被害を被った場合④精神性の疾患を発症した場合⑤被害生徒が「相当の期間学校を欠席(年間30日超や一定期間連続しての欠席)」することを余儀なくされた場合⑥生徒や保護者等から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合等に、学校は全職員にその旨を知らせるとともに、県教育委員会に事態発生について報告する。また、PTA会長、副会長にもその旨を知らせ、その後の対応について協力を求める。

(1) 校内では、「いじめ対策委員会」を母体にして事実関係を調査する。

(2) 事実関係の調査結果を県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の事案によっては県教育委員会の指導を受け、県教育委員会が設置した調査組織が事実関係の調査を行うこともある。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

①支援委員会で支援を必要とする生徒、気になる生徒、心配な生徒について話し合い、資料を作成し全職員と情報を共有する。(年6回他随時)

②毎月の職員会議に生徒に関する情報交換の場を設定する。(毎月)

- ③スクールカウンセラーの活用。
- ④教育面談週間を設定し全生徒と個別面談を実施する。（５月・１１月）
【いじめ発見調査アンケート（県統一様式）と連動】
- ⑤学校生活に関するアンケートの実施。（年２回）

（２）生徒指導体制と活動計画

①情報集約と共通理解

- ・学年会（毎週）
- ・生徒課会（月１回）
- ・バッテリーテストの実施（４月・１学年）
- ・職員会議（毎月）
- ・止宿先訪問（毎月）

②いじめに向かわない態度、思いやる心の育成

- ・道德教育の充実（通年）
- ・外部講師による携帯安全教室の実施（４月）
- ・警察署員による防犯講話（４月）
- ・全校集会での指導・講話（随時）

③生徒の主体的な取組

- ・生徒会行事を通じた協力的態度の育成やあいさつ運動、ボランティア活動の奨励などを行い、積極的に人と関わり水高生としての絆を深める。また、いじめ防止に向けた活動を企画し実践する。

８ 校内研修

- （１）いじめ基本方針について話し合い、いじめ問題の理解を深め、組織として対応することを確認する。
- （２）いじめ問題や教育相談に関して、事例に基づいた全体研修会の実施。

９ 学校評価と教員評価

- （１）いじめ問題への取組について、教職員の自己評価、生徒・保護者等による教育診断を実施し、取組を評価するとともに随時改善を図っていく。
（教職員・生徒年２回、保護者等年１回）

１０ その他

- ・水産高校の特長をいかし、計画的・意図的な乗船実習や他機関との連携による体験的な学習を実施し、協力する態度や思いやる心を育み、自己有用感を高めるよう努める。
- ・生徒会行事や生徒集会、清掃などの指導を大切にして全職員で取り組むことで生徒とのふれあい、生徒の変化を捉えることに努める。

山形県立加茂水産高等学校 いじめ防止基本方針

いじめのない学校づくり

学校が楽しい

友人との交流が
楽しい

授業が楽しい

いじめ対策委員会

いじめ防止のため取組

いじめを見逃さない体制づくり
いじめを許さない雰囲気づくり
わかる授業の実践
お互いの意見の尊重する集団づくり
生徒会の取り組み
教育相談体制、生徒指導体制の充実
校内研修会
地域、保護者等との連携

早期発見

日常的な生徒の観察
配慮が必要な生徒への対応
アンケート、面談の実施
生徒、保護者等からの相談
学年会、支援委員会との情報共有
ネット上の書き込み等の把握

早期対応・組織的対応

正確な情報収集と共通理解
いじめ対策委員会への開催と報告
被害者生徒の安全確保
保護者等との連携
集団への働きかけ
ネット上の書き込み等への対応
外部機関との連携

いじめの解消

日常的な観察の継続

重大事態への対処

事態が発生した際は
「いじめ対策委員会」を中心に
事実関係の調査



関係機関（県教委、PTA）への報告
情報の適切な提供